

宇宙基本法の基本的施策を実現するための体制面の課題

平成 21 年 1 月

外務省

1. 外交において宇宙開発利用の活用を促進するための体制の在り方

● 各国との協力関係

外交ニーズや外交日程先行ではなく、国益(我が国の宇宙開発利用)の観点から考える。

● 「宇宙外交」は多岐にまたがる。

民生、産業促進、安全保障、国際貢献や途上国支援等の様々な側面を含み、各々関係者が異なることに留意が必要。

● 外務省内の体制

ー 宇宙を明記し所掌する部署は無い。安保、情報収集分析、軍縮、経済、国際協力、科学等、関係各課室の所掌の範囲で担当。

ー 一元的に所掌する部署を新設することは实际的でなく、必要に応じ省内 TF で対応。

● 在外公館(米・加・露・EU代・仏・中・印や宇宙後進国等。在外公館の科学技術担当官間のネットワークも活用)及び JAXA 海外駐在員事務所(米・仏・バンコク)の活用

ー 情報収集(科技合同委員会等も活用)

ー 国際貢献の案件発掘

ー トップセールス(ハイレベルによる働きかけ、公館施設の活用、総理・外相レベルの会談時などの機会の活用、現地商工会との連携等)

ー 対外広報と PR、等

(市場拡大、需要喚起も念頭に、日本の宇宙科学技術、宇宙産業の優位性を PR する。

戦略本部で適切な外国語資料を取り纏め、外務本省を通じて在外公館へ、または

JAXA 海外駐在員事務所・JETRO 海外事務所へ送付される仕組みを構築する。)

● 本邦連絡会の開催

ー 戦略本部事務局及び外務省が中心に関係省庁・機関(JAXA・JICA 等)を含め開催

2. 安全保障分野における宇宙開発利用体制の在り方

● 「安全保障」は多岐にまたがる。

そもそも「安全保障」は「外交」の一部。また、「外交」と同様に様々な側面(経済等)を含んでおり、個別の案件毎に関係者が異なることに留意が必要。

● 外務省内の体制

安全保障に関連する個別案件を所掌する各部局において、安全保障分野においても宇宙開発利用を活用していくべく取り組んでいく。必要に応じて省内 TF で対応。

● 省庁間の連携

ー 内閣官房宇宙開発戦略本部事務局を始め、防衛省などその他宇宙開発利用に関する業務を所掌する省庁との連携が必要。

ー 連絡会の開催も一案。(現場からのニーズ・アイデアを共有し、技術的・政治的観点からの実現可能性の評価及び優先順位の判定等を行う。)

宇宙政策に関する外務省の施策

平成21年1月
外務省

国際法（宇宙関連4条約）の実施

- 日本が締約国である関連条約を遵守
「宇宙条約」「救助返還協定」「損害責任条約」「物体登録条約」
- 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）での議論参加
- 宇宙活動法の策定支援に向けた準備（上記4条約実施の観点から）

国際協力

- 国際宇宙基地協力（ISS）協定の適切な実施を確保
- 98年日米首脳GPS共同声明に基づき、日米GPS会合を定期開催
- 日米宇宙損害協定、日露宇宙協定など二国間協定の適切な実施を確保
- その他、各国との二国間、多国間協力（米、露、欧、アジア太平洋地域等）の支援

軍縮・不拡散

- 宇宙ロケット打上げの際の事前発射通報等信頼醸成措置の実施を含む弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範の遵守、支持国拡大に向けた働きかけ
- ジュネーブ軍縮会議での宇宙における軍備競争の防止に関する議論への参加
- 国連総会での「宇宙軍備競争の防止」及び「宇宙空間における信頼醸成措置」に関する決議への対応

途上国に向けたODA支援

- これまでに以下のような支援例あり。今後とも適切な案件の支援を実施
 - ・環境監視や防災等を目的とした衛星通信データ送受信施設の整備
 - ・通信事情改善のための衛星通信地上局の建設
 - ・リモートセンシングのための衛星画像・データの活用に係る技術協力

情報収集衛星の活用

- 情報収集衛星からの情報を、適時・適切に入手し、各種分析に活用

衛星調達関連

- WTO政府調達協定の解釈等の観点から関与

（了）